

普通預金等のご利用の停止等に係る期間について

一定の期間ご利用のない普通預金等については、不正に入手されたうえ犯罪に利用される事例が見受けられます。このため、普通預金、貯蓄預金および納税準備預金等のお取引、およびキャッシュカードのご利用につきましては、次の期間、お客さまによるご利用のない場合には、預金取引を停止または預金口座を解約させていただく場合がありますので、お手元に長い間ご使用になっていない通帳・カードがございましたら、ご確認ください。

なお、預金取引が停止された預金口座について改めてご利用を希望される場合には本人確認書類をご持参のうえ、窓口へお申し出ください。また、解約させていただいた預金口座に残高があった場合には、所定の手続きによりお支払いいたしますので、窓口へお申し出ください。

◇預金取引のご利用が停止される場合

以下の預金口座につきましては、ご利用を停止させていただくことがあります。

なお、この場合、預け入れ・払い戻しのほか、振込入金、口座引き落とし等ができなくなります。

- (1) 最終の預け入れまたは払い戻しから 2年間 利息決算以外の入出金がない残高 1,000円未満の預金口座
- (2) 最終の預け入れまたは払い戻しから 10年間 利息決算以外の入出金がない預金口座（残高にかかわらず）

◇預金口座が解約となる場合

以下の預金口座につきましては、お客さまにご通知のうえ解約させていただくことがあります。なお、この場合、預け入れ・払い戻しのほか、振込入金、口座引き落とし等ができなくなります。

- (1) 最終の預け入れまたは払い戻しから 2年間 利息決算以外の入出金がない残高 1,000円未満の預金口座
- (2) 最終の預け入れまたは払い戻しから 10年間 利息決算以外の入出金がない預金口座（残高に関わらず）

◇キャッシュカードが停止される場合

預金口座に関して最終の預け入れまたは払い戻しから 3年間 利息決算以外の入出金がない場合には、キャッシュカードの利用が停止となる場合があります。

詳しくは、窓口へお問い合わせください。